

花巻労働基準監督署発表
令和6年6月18日(火)

【照会先】花巻労働基準監督署
署長 熊谷 久
○監督課長 橋本 良太
電話 0198-23-5231

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い ～

花巻労働基準監督署（署長 熊谷 久）は、本日、法人及び同社専務取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁遠野支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月29日、岩手県遠野市宮守町内の木造平屋建築工事現場内において、高さ約4.7メートルの斜め梁の上で作業を行わせる際、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

- 株式会社テラ（法人）
所在地：岩手県遠野市
事業内容：建設業
- 被疑者A（専務取締役）

2 違反条文

被疑者株式会社テラ、被疑者Aともに、
労働安全衛生法違反
同法 第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第518条第2項（作業床の設置等）
同法 第119条第1号（罰則）
同法 第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年9月29日、岩手県遠野市宮守町内の木造平屋建築工事現場内において、株式会社テラに所属していた労働者B（被災者）が、高さ約4.7メートルの斜め梁の上で養生作業を行っていたところ、労働者Bが基礎コンクリートに墜落して死亡する労働災害が発生したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く）で作業を行う場合、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定していますが、災害発生時、被疑者Aは、労働者Bに要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった疑いがあるものです。

【関連条文一覧】

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第21条

- 1 （略）
- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）の規定に違反した者

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（作業床の設置等）

第518条

- 1 事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。